

口腔機能実地指導料の施設基準研究会

9月13日(日)

①午前9時30分～12時30分

②午後2時～5時

会場：兵庫県農業会館 11階大ホール 各定員：300人 定員になり次第締切
(JR・阪神元町駅東口を南へまっすぐ徒歩7分。2号線手前東側、こげ茶色の建物)

<施設基準研修項目>

「**口腔機能発達不全症および口腔機能低下症の診断の概要、検査法。**

指導料の点数概略」講師：内橋 康行先生(ときわ病院 歯科口腔外科部長)

「**訓練法、実地指導方法と評価など(入院患者や在宅・施設療養患者への対応含む)**」

講師：熊谷 周子歯科衛生士

(スマイルMFT®代表、西宮市・タケバ歯科クリニック)

参加費：お1人 1,000円 (受講証当日発行) **事前申込制**

参加対象：**会員医療機関に勤務する歯科衛生士の方限定(手鏡持参)**

※受講証には、医療機関名・受講者名を記載致します。遅刻・早退の場合は発行できません。

2026年6月診療報酬改定で、口腔機能実地指導料46点が、歯科衛生実地指導料(実地指)とは別に、新たな独立点数として評価・新設されました(実地指の口腔機能指導加算12点は削除)。

口腔機能発達不全症および口腔機能低下症の実地指導に係る**研修を受講した歯科衛生士が、主治の歯科医師の指示を受けて、口腔機能に係る実地指導を行い、その指導内容に係る情報を文書により提供した場合**に、月1回に限り算定するというものです。研修を受けた歯科衛生士が指導した場合の評価です。

○施設基準が設けられ、研修には1年間の経過措置があります。①研修の上で届出して算定する。もしくは、②すぐの研修受講が難しい場合、「2027年5月までに受講予定」と記載して届出すれば算定可能で、研修受講後に再届出が必須です。

協会は、会員の医療機関に勤務する歯科衛生士さんを対象に、口腔機能実地指導料の施設基準研究会を開催します。訓練法・実地指導方法と評価等は、全国各地で歯科衛生士さん向けの実習や講演等をされている、「スマイルMFT®」代表の熊谷周子歯科衛生士にお願いしました。ぜひご参加ください。

…協会未入会の医療機関は、入会の上でご参加ください(入会金なし。月会費：歯科開業医5,000円)

お申し込みは、兵庫県保険医協会 FAX(078)393-1802

お問合せはTEL(078)393-1809まで

地区 ()市区	医療機関名：	電話：
会員氏名		FAX:：
受講者 氏名 (歯科衛生士)	申込区分(①午前 ②午後) ←いずれかに○	申込区分((①午前 ②午後) ←いずれかに○